

国立大学法人長崎大学海洋未来イノベーション機構と西海市の 海洋エネルギー関連分野における連携・協力に関する協定書

国立大学法人長崎大学海洋未来イノベーション機構と西海市の両者（以下「両者」という。）は、次のとおり、連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、海洋再生可能エネルギー実証フィールド（江島周辺海域）を中心として、両者の連携を強化し海洋エネルギーと水産業の共生モデル研究等に取り組むことにより、海洋再生可能エネルギーと共生する水産業の振興と地域経済の活性化を図り、持続可能な社会づくりに寄与するとともに、地域の雇用創出及び地方創生に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1） 海洋再生可能エネルギーと共生する漁業協調に関すること
- （2） 海洋再生可能エネルギーと共生する地域振興に関すること
- （3） その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること

（連携・協力の推進）

第3条 前条に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、両者が連絡調整に関する担当部署を定め、取組の効果が上がるよう継続的に意見交換を行い、取組の改善や見直しに繋げていくものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の前月末までに、両者の何れかから協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新することとし、その後も同様とする。

（疑義への対応）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ解決を図るものとする。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年3月30日

国立大学法人長崎大学海洋未来イノベーション機構 機構長

武田重信

西海市長

杉澤泰彦